

指定介護老人福祉施設

社会福祉法人恵徳会 特別養護老人ホーム恵徳苑

入居契約に伴う重要事項説明書

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 恵徳会
(2) 法人所在地 横須賀市日の出町1丁目9番地1
(3) 電話番号 代表) 046-823-5132
(4) 代表者氏名 理事長 五十嵐 直子
(5) 設立 昭和54年3月23日
(6) 他の事業所サービス 恵徳苑居宅介護サービスセンター
恵徳苑短期入所生活介護サービス(介護予防)
恵徳苑デデイサービスセンター(介護予防)
恵徳会在宅医療クリニック
YIPK
リーベリー保育園

2. ご入居施設

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設 平成29年5月10日指定
神奈川県 1471900553号
- (2) 施設の目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者（入居者）一人一人の意思及び人格を尊重し、入居者へのサービスの提供に関する計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。
- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 恵徳苑
- (4) 施設の所在地 横須賀市日の出町1丁目9番地1
- (5) 電話番号 代表) 046-823-5132
直通) 046-823-5137
- (6) 施設長名（管理者） 市岡 千鶴
- (7) 当施設運営方針
- ・法人理念「命・人・心を大切にする」に基づき、入居者が安心して日常生活が営めるよう支援します。
 - ・「和が家」を基本コンセプトに、入居者が「自分らしい生活」を送ることができるよう支援します。
 - ・施設職員は、介護支援の技術向上を図るため、各種研修会に参加します。
 - ・施設と地域の連携を図るため、施設の職員や設備の提供に努めます。
- (8) 開設年月日 平成29年5月10日
- (9) 利用定員 110名

3. 居室の概要

- (1) 居室は全室個室で、10室の個室で1つのユニット（グループ）を形成し、施設内に12ユニットあります。うち1ユニットは短期入所生活介護となります。
- (2) 居室の変更については原則行いません。

4. 職員の配置状況

- (1) 施設は入居者に対して、指定介護福祉サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

施設長（管理者） 1人 ・介護職員 71人 ・相談員 3人 ・介護支援専門員 2人
看護職員 8人 ・管理栄養士 2人 ・栄養士 1人 ・医師 2人
機能訓練指導員 4人

令和 7年 8月 1日現在

- (2) 職員の配置については、介護および看護職員：（3：1）の指定基準を遵守しています。

5. 施設が提供するサービスと利用料金

施設は、入居者に対して以下のサービスを提供します。

- (1) 利用料金が介護保険から給付されるもの
- (2) 利用料金の全額を入居者に負担いただくもの

- (1) 介護保険給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証による負担額に応じた金額となります。

【サービスの概要】

① 入浴

- ・入浴または清拭を週2回行います。各階に浴室が1か所あります。
- ・身体状況にあわせ、機械浴槽を使用して入浴することができます。

② 排泄

- ・排泄の自立を促すため、入居者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ 生活リハビリ

- ・入居者の心身等の状況に応じて、日常生活を送る上で必要なリハビリを介護職員が行います。
（これは理学療法士による専門的なリハビリではありません。）

④ 健康管理

- ・嘱託医及び看護職員が健康管理を行います。

⑤ その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な援助を行います。

⑥ 栄養管理

- ・栄養ケアマネジメントを導入し、管理栄養士が入居者一人一人に対してきめ細やかな栄養管理を行います。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

【サービスの概要と利用料金（利用料金の全額が自己負担となります。）】

- ① 居住費：入居者の段階区分による定めによるものとします。
- ② 食費：入居者の段階区分による定めによるものとします。
 - ・栄養士の立てる献立により、栄養並びに入居者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
 - ・入居者の健康状態をみながら、できるだけ自立支援のためリビングにて食事をとっていただくよう配慮します。また、食事は入居者の希望に応じ、居室等を選択する事もできます。

(食事時間)

朝食 7時30分～9時30分 昼食 12時～14時 夕食 17時45分～19時30分

③ 持ち込み電化製品

持ち込みによる電化製品をご利用いただけます。

利用料金：一日一台あたり 20 円

④ おやつ

入居者の状態や嗜好に合わせて、おやつを毎日提供します。

利用料金：一日あたり 100 円

⑤ 栄養補助食品

入居者の状態に合わせて、栄養補助食品を提供します。

利用料金：実費相当額

⑥ 特別な食事

入居者のご希望に基づいて特別な食事を提供します。

利用料金：実費相当額

⑦ 理容・美容サービス

理容師・美容師の出張による理髪サービス（調髪）をご利用いただけます。

利用料金：一回 1,500 円

⑧ 日用品

ティッシュペーパー、歯ブラシ、歯磨き粉、ポリデントなど日常生活に必要な物品をご用意します。

利用料金：実費相当額

⑨ 買い物代行サービス

衣類等買物の代行サービスをご利用いただけます。

利用料金：一回 500 円

⑩ 送迎車サービス

入居者の希望で外出等、施設車輛での送迎を希望される場合

1 kmあたり 20 円（500m 以上は切上げ、未満は切捨て）

⑪ 行政手続代行サービス

行政手続の代行サービスをご利用いただけます。

利用料金：一回 500 円

⑫ 教養娯楽

入居者の希望により、参加することができます。

利用料金：実費相当額

⑬ 各種証明書等発行

施設が発行する証明書等の手数料としていただきます。

利用料金：一通 210 円

⑭ 行事に伴う食事

季節ごとの行事食を提供します。

利用料金：一年間 5,500 円(新年祝賀会・丑の日・敬老祝賀会・開苑記念会)

⑮ 誕生会食

入居者の誕生月に誕生会食を提供します。

利用料金：一年間 3,000 円

⑯ 健康管理

インフルエンザ予防接種、健康診断等

利用料金：実費相当額

⑰ 外部クリーニング

外部のクリーニング店に取次ぎを行います。

利用料金：実費相当額

6. 利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、入居者の希望する医療機関にて診療や入院治療を受けることができます。

協力医療機関

医療機関の名称	所在地
日本医療伝道会 衣笠病院	横須賀市小矢部 2-23-1
聖ルカ会 パシフィックホスピタル	横須賀市野比 5-7-2
サンライズファミリークリニック	横須賀市武 1-20-17

提携医療機関

櫻井整形外科	横須賀市坂本町 4-5
倉田耳鼻咽喉科	横須賀市長沢 3-3-10
汐入メンタルクリニック	横須賀市汐入町 2-7-1
いけがみ眼科整形外科	横須賀市池上 7-13-1
横須賀タワークリニック	横須賀市大滝町 2-6 リドレ 4 階
田澤歯科医院	横須賀市田浦町 2-83

7. 緊急時の対応

施設は、サービス提供を行っている際、入居者の病状の急変が生じた場合やその他の必要時には速やかに医師または施設が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとします。

8. 非常災害対策

- (1) 施設は、想定される非常災害の態様ごとに、その程度及び規模に応じ非常災害に関する具体的な計画を定めるものとします。
- (2) 管理者または防火管理者は、非常災害その他緊急時に備え、防火教育を含む総合訓練を地域消防署の協力を得たうえで、年2回以上実施する等入居者の安全に対して万全を期するものとします。
- (3) 施設は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めるものとします。

9. 虐待防止のための措置に関する事項

施設は、虐待の発生またはその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 施設における虐待防止の為の対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図るよう努めます。
- (2) 施設における虐待防止のための指針を整備します。
- (3) 施設において介護職員その他の従業員に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施するものとします。

10. 衛生管理等

- (1) 施設は、入居者の使用する食器、その他の設備及び飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理についても、適正な管理を行うものとします。
- (2) 施設は、感染症の発生またはその蔓延の防止の為、必要な措置を講ずるものとします。

11. 事故発生時の対応

I. 施設は、事故発生またはその再発を防止する為、次の措置を講ずるものとします。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次に定める報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備します。
- (2) 事故が発生した場合またはそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事故または当該事態が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備します。
- (3) 事故発生のための委員会及び職員の対する研修を定期的に行います。

II. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに当該入居者の家族等及び市に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。

III. 施設は、前項の事故については、その状況及び事故に際してとった処置を記録するものとします。

IV. 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとします。

1 2. 施設を退所していただく場合

施設との契約では、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、施設との契約は終了し、入居者に退所していただくことになります。

- ① 要介護認定により入居者の心身の状況が自立または要支援と判定された場合
- ② 施設が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③ 施設の滅失や重大な破損により入居者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④ 施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ 入居者から退所の申し出があった場合
- ⑥ 施設からの退所の申し出を行った場合

(1) 入居者からの退所の申し出

契約期間であっても、入居者から退所を申し出ることができます。

その場合には、退所を希望する日の 30 日前に解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 入居契約書第 6 条に定める利用料金の変更に同意できない場合
- ② 入居者が入院した場合
- ③ 施設もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④ 施設もしくはサービス従事者が故意または過失により入居者の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

(2) 施設からの申し出により退所していただく場合

以下の事項に該当する場合には、施設から退所していただくことがあります。

- ① 入居者及び身元保証人が、契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② サービス利用料金の支払いが三ヶ月以上遅延し、一ヶ月の期間を定めて催告したにもかかわらず、これが支払われない場合
- ③ 入居者及び身元保証人が故意または重大な過失により、施設又はサービス従事者もしくは他の入居者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 入居者が他の施設への入居を希望した場合

☆入居者が病院等に入院した場合の対応について

施設を利用中に医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

- ① 6日間以内に退院した場合は、再び施設に入居することができます。
- ② 6日間を超える入院の場合には、契約を解除する場合があります。

施設は介護福祉施設であり、介護保険上の特別な医療にあたるものについては対応できない場合があります。医療的なケースで長期療養が見込まれるかなどについては、入院先の病院等の主治医に確認します。また入院中の空きベッドについては、短期入所生活介護に使用します。

- ③ 三ヶ月以内の退院が見込まれない場合は、契約を解除します。

(3) 円滑な退所のための援助

入居者が施設を退所する場合には、入居者及び身元保証人の希望により、円滑な退所のために必要な以下の援助を家族と連携のもと入居者に対して行います。

- 適切な病院又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービス提供者の紹介

13. 身元保証人

契約締結にあたり、身元保証人をお願いします。

(本契約が終了した後、施設に残された入居者の残置物を2週間以内に引き取っていただきます。

但し、特段の事情がある場合には、速やかに施設にその旨を連絡するものとします。）

14. 苦情の受付について

(1) 施設における苦情の受付

施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） ○受付時間 平日 10時～16時

〔職名〕生活相談員 澁谷 美智子 / 生活相談員 長嶋 篤史

- 苦情受付窓口（第三者委員）

逸見地区社会福祉協議会 会長 鷹野 克彦 電話 046-825-1379

公的機関においても、つぎの機関で苦情の申し出等ができます。

横須賀市福祉部 介護保険課 給付係	所在地	横須賀市小川町 1 1
	電話	0 4 6－8 2 2－8 2 5 3
	対応時間	午前 8：3 0～午後 5：1 5
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保連）	所在地	横浜市西区楠町 2 7－1
	電話	0 4 5－3 2 9－3 4 4 7
介護保険課介護苦情相談係	対応時間	午前 8：3 0～午後 5：1 5

* 横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へお申し出下さい。

(1) 施設における虐待の受付

○虐待受付窓口（担当者） ○受付時間 平日 １０時～１６時
〔職名〕生活相談員 澁谷 美智子 ／ 生活相談員 長嶋 篤史

横須賀市 高齢者虐待防止センター	所在地 電話 対応時間	横須賀市小川町 1 1 0 4 6－8 2 2－9 6 1 3 午前 8：3 0～午後 5：1 5
神奈川県 高齢福祉課高齢福祉 グループ	所在地 電話 対応時間	横浜市中区日本大通 1 0 4 5－2 1 0－4 8 4 6 午前 8：3 0～午後 5：1 5

施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の事項に定める記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- (1) 入居者の施設サービス計画
- (2) 実施した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 市町村への通知に係る記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して実施した処置についての記録

【説明確認欄】

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービス契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

事業者名) 社会福祉法人 恵徳会

説明者氏名) 職名 生活相談員 伊藤 美香子 印

指定介護老人福祉施設サービス契約の締結にあたり、上記により説明を受けましたので、
同意し、交付を受けました。

入居者 氏名 _____

身元保証人 氏名 _____

入居者との続柄 _____